

○総務省告示第四百二十号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第一項を削る。

第二項第一号の表を次のように改める。

感 度	項 目	
	基 地 局	陸 上 移 動 局
	希望波（毎秒九・六キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が（一）一七デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）の場合に、九五%	希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が（一）一〇四デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）及び（二）二五デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）の場合に、それぞれ九五%以上の信頼度でフレーム

	実効 選択 度
以上の信頼度でフレーム誤り率が 一%以下	スプリア ス・レス ポンス 希望波の周波数から(+)七五〇 kHz及び(+)九〇〇kHz離れた周波 数において、それぞれ移動局シミ ュレータ出力より五〇デシベル高 い変調のない妨害波及び八七デシ ベル高い変調のない妨害波を加え た場合に、移動局シミュレータの 出力が三デシベル以上上昇せず、 かつ、九五%以上の信頼度でフレ ーム誤り率が一・五%以下
誤り率が〇・五%以下	1 時分割・符号分割多重方式携帯無 線通信を行う無線設備と共用する空 中線から二又は三の搬送波を同時に 送信する場合 希望波の周波数から(+)一、一 〇〇kHz離れた周波数において、希望 波の受信電力より四二・四デシベル 高い変調された妨害波を加えた場合 に、九五%以上の信頼度でフレーム 誤り率が一%以下 2 1以外の場合 希望波の周波数から(+)一、一 〇〇kHz離れた周波数において、希望 波の受信電力より四九デシベル高い

次のように改める。

・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同号の表を
 第二項第二号中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同項第三号中「一、七四九

<p>相互変調 特性</p>	<p>希望波の周波数から(±)九〇〇kHz及び(±)一、七〇〇kHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータ出力より七二デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下</p>
<p>変調された妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p>	<p>希望波の周波数から(±)一、二七〇kHz及び(±)二、六四〇kHz(複号同順とする。)離れた周波数において、希望波の受信電力より五〇デシベル高い、変調のない妨害波及び変調された妨害波をそれぞれ同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p>

項目	感度	実効	
		選択度	スプリアス・レスポンス
特 性		基地局	希望波の周波数から(14) 1・2五MHz離れた周波数において、移動局シミュレータの出力より八〇デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず
		陸上移動局	搬送波の数が一のものにあつては希望波の周波数から(14) 1・二五MHz離れた周波数において、搬送波の数が三のものにあつては当該三の搬送波のうち中心のもの周波数から(14) 二・五MHz離れた周波数において、希望波の受
			希望波の周波数から(14) 1・二五MHz離れた周波数において、移動局シミュレータの出力より八〇デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず
			搬送波の数が一のものにあつては希望波の周波数から(14) 1・二五MHz離れた周波数において、搬送波の数が三のものにあつては当該三の搬送波のうち中心のもの周波数から(14) 二・五MHz離れた周波数において、希望波の受

	<p>、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下</p>
<p>相互変調特性</p>	<p>希望波の周波数から(14)一・二五MHz及び(14)二・〇五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータの出力より七〇デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下</p>
<p>信電力(搬送波の数が三のものにあつては、当該三の搬送波の受信電力の総和とする。以下この欄において同じ。)</p> <p>より七一デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p>	<p>搬送波の数が一のものにあつては希望波の周波数から(14)一・二五MHz及び(14)二・〇五MHz(複号同順とする。)</p> <p>離れた周波数において、搬送波の数が三のものにあつては当該三の搬送波のうち中心のもの周波数から(14)二・五MHz及び(14)三・三MHz(複号同順とする。)</p> <p>離れた周波数において、希望波の受信電力より五八デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加</p>

<p>特性</p> <p>相互変調</p>	
<p>五MHz及び(十)二・〇五MHz(複号)</p>	<p>希望波の周波数から(十)一・二</p> <p>シベルとする。)の変調された妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下</p>
<p>搬送波の数が一のものにあつては希望波の受信電力を(一)一〇一デシベル</p>	<p>(一)一〇一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)としたときに当該受信電力より六四デシベル高い変調された妨害波を加えた場合に、搬送波の数が三のものにあつては当該三の搬送波のうち中心のもの周波数から(十)五MHz離れた周波数において当該三の搬送波の受信電力の総和を(一)九六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)としたときに当該受信電力の総和より五〇デシベル高い変調された妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p>

同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータの出力より七〇デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下

(一ミリワットを〇デシベルとする。)
(一)としたときに希望波の周波数から(十)二・五MHz及び(十)四・九MHz(複号同順とする。) 離れた周波数において当該受信電力より五三デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、搬送波の数が三のものにあつては当該三の搬送波の受信電力の総和を(一)九六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)としたときに当該三の搬送波のうち中心のもの周波数から(十)五MHz及び(十)九・七MHz(複号同順とする。) 離れた周波数において当該受信電力の総和より五五デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、九五%以上

第二項を第一項とする。

第三項第一号の表を次のように改める。

の信頼度でフレーム誤り率が1%以下

項目	特 性	
	基 地 局	陸 上 移 動 局
感 度	希望波（毎秒九・六キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が（一）一一七デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）の場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が1%以下	希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が（一）一〇四デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）及び（二）二五デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）の場合に、それぞれ九五%以上の信頼度でパケット誤り率が〇・五%以下
実効 選択 度	スプリア ス・レス ポンス	1 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式において、それぞれ移動局シミ

ユレータの出力より五〇デシベル
高い変調のない妨害波及び八七デ
シベル高い変調のない妨害波を加
えた場合に、移動局シミュレータ
の出力が三デシベル以上上昇せず
、かつ、九五%以上の信頼度でパ
ケット誤り率が一・五%以下

式携帯無線通信を行う無線設備と共
用する空中線から二又は三の搬送波
を同時に送信する場合

希望波の周波数から(14)一、一
〇〇kHz離れた周波数において、希望
波の受信電力より四二・四デシベル
高い変調された妨害波を加えた場合
に、九五%以上の信頼度でパケット
誤り率が一%以下

2 1 以外の場合

希望波の周波数から(14)一、一
〇〇kHz離れた周波数において、希望
波の受信電力より五〇・四デシベル
高い変調された妨害波を加えた場合
に、九五%以上の信頼度でパケット
誤り率が一%以下

相互変調 特性	
<p>希望波の周波数から（H）九〇〇kHz及び（H）一、七〇〇kHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータの出力より七二デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一・五%以下</p>	<p>希望波の周波数から（H）一、二七〇kHz及び（H）二、六四〇kHz（複号同順とする。）離れた周波数において、希望波の受信電力より五一・四デシベル高い、変調のない妨害波及び変調された妨害波をそれぞれ同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一%以下</p>

第三項第二号中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同項第三号中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同項第四号中「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同項を第二項とする。

第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第七項第一号の表中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同項を第六項とする。

第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第十項の表を次のように改める。

項 目		特 性
実効選 択度	スプリアス ・レスポ ンス	一 変調方式がマルチサブキャリア一六値直交振幅変調方式のもの 規格感度（符号基準感度（送信装置の送信速度の許容値と同じ送信速度の標準符号化試験信号（符号長五一一ビットの二値疑似雑音を繰り返す信号をいう。以下同じ。）で変調された希望波を加えた場合において、符号長二、五五六ビットの信号に対するビット誤り率が百分の一となる受信機入力電圧をいう。）の規格値をいう。以下同じ。）が九デシベル（一マイクロボルトを〇デシベルとする。） 二 変調方式が四分のπシフト四相位相変調方式のもの 規格感度が六デシベル（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
隣接チャネ ル選択度	規格感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から二五kHz離れた符号長三二、七六七ビットの二値疑似雑音を繰り返	

	す信号で変調された妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が百分の一となるときのその妨害波入力電圧と規格感度との比が四二デシベル
相互変調特性	規格感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から五〇kHz及び一〇〇kHz離れた変調のない各妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が百分の一となるときのその妨害波入力電圧と規格感度との比が五三デシベル

第十項を第九項とし、第十一项から第十四項までを一項ずつ繰り上げる。

第十五項中「時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局」を削り、同項を第十四項とする。

第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。

第十八項中「時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、」を削り、同項を第十七項とする。

第十九項を第十八項とし、第二十項から第二十三項までを一項ずつ繰り上げる。

○総務省告示第四百二十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第一項第一号中「三一五MHz」を「三一五MHzを超え三一五・二五MHz以下」に改め、同項第二号中「四〇〇MHz帯」を「四一〇MHzを超え四三〇MHz以下及び四四〇MHzを超え四七〇MHz以下」に改め、同項第五号中「一、二〇〇MHz帯」を「一、二一五MHzを超え一、二六〇MHz以下」に改め、第十一項の表に次のように加える。

七九・五GHz	○・〇一ワット以下。ただし、占有周波数帯幅が二GHz以下の場合、一MHzの帯域幅における平均電力が五マイクロワット以下であること。
---------	---

○総務省告示第四百二十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注36に基づき、別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を次のように定める。

なお、平成元年郵政省告示第五十号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）は、廃止する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
一 142.93MHz を超え142.99MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	12 (10^{-6})
二 169.39MHz を超え169.81MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10^{-6})
三 322MHz を超え323MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	10 (10^{-6})

<p>四 402MHz を超え405MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備 (設備規則第49条の14第3号ハただし書の規定による別に告示する技術的条件に適合する体内無線設備を除く。)</p>	<p>100 (10⁻⁶)</p>
<p>五 420MHz を超え430MHz 以下又は440MHz を超え450MHz 以下の周波数の電波を使用する医療用テレメータ用の無線設備</p> <p>1 平成元年郵政省告示第42号 (特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件。以下「告示第42号」という。) 第2項第3号のもの</p> <p>2 告示第42号第2項第4号及び第5号のもの</p>	<p>10 (10⁻⁶)</p> <p>20 (10⁻⁶)</p>
<p>六 806MHz を超え810MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備</p>	<p>20 (10⁻⁶)</p>
<p>七 915.9MHz 以上929.7MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備</p>	<p>20 (10⁻⁶)</p>
<p>八 1,216MHz を超え1,217MHz 以下又は1,252MHz を</p>	<p>3 (10⁻⁶)</p>

超え1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備
であって、告示第42号第1項第5号(一)のもの

○総務省告示第四百二十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の三第四項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第四百七号（工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

「第十号の二、第十一号、第十一号の二の二から第十一号の四まで」を「第十一号の三、第十一号の四」に、「から第五十二号の三まで」を「、第五十二号の二、第五十二号の三」に改め、「、第五十六号」を削る。

○総務省告示第四百二十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十三条第一項の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百五号（簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第二項中「一五〇MHz帯」の下に「（一四二MHzを超え一七〇MHz以下の周波数帯をいう。）」を、「四〇〇MHz帯」の下に「（三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数帯をいう。）」を加える。
 第四項の表を次のように改める。

周波数	空中線電力	電波の型式
一五四・四四三七五MHz	五ワット以下	G—C
一五四・四五MHz		G—D
一五四・四五六二五MHz		G—E
一五四・四六二五MHz		G—F
一五四・四六八七五MHz		R—C
一五四・四七五MHz		R—D

三五 一	三五 一	三五 一	一五 四	一五 四	一五 四	一五 四	一五 四	一五 四	一五 四	一五 四	一五 四	一五 四	一五 四	一五 四
·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·
二一 二五	二〇 六二 五	二 五	五五 六二 五	五五 五	五四 三七 五	五三 七五	五三 一二 五	五二 二五	五一 八七 五	五一 一二 五	五〇 六二 五	五 九三 七五	四八 七五	四八 七一 五
MHz	MHz	MHz	MHz	MHz	MHz	MHz	MHz	MHz	MHz	MHz	MHz	MHz	MHz	MHz

F	F	F	F	R	R
一	一	一	一	三	三
F	E	D	C	F	E

三五 一	三五 一	三五 一	三五 一												
·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·
三一 二 五	三〇 六 二 五	MHz	二九 三 七 五	二八 七 五	二八 一 二 五	二七 五	二六 八 七 五	二六 二 五	二五 六 二 五	MHz	二四 三 七 五	二三 七 五	二三 一 二 五	二二 五	二一 八 七 五
MHz	MHz		MHz	MHz	MHz	MHz	MHz	MHz	MHz		MHz	MHz	MHz	MHz	MHz

四 六 七 · 〇 二 五 MHz	四 六 七 · 〇 一 八 七 五 MHz	四 六 七 · 〇 一 二 五 MHz	四 六 七 · 〇 六 二 五 MHz	四 六 七 MHz	三 五 一 · 三 八 一 二 五 MHz	三 五 一 · 三 七 五 MHz	三 五 一 · 三 六 八 七 五 MHz	三 五 一 · 三 六 二 五 MHz	三 五 一 · 三 五 六 二 五 MHz	三 五 一 · 三 五 MHz	三 五 一 · 三 四 三 七 五 MHz	三 五 一 · 三 三 七 五 MHz	三 五 一 · 三 三 一 二 五 MHz	三 五 一 · 三 二 五 MHz	三 五 一 · 三 一 八 七 五 MHz
--	--	---	---	--------------------	--	--	--	---	--	-----------------------------------	--	---	--	--	--

四 六 七 · 一 二 五 MHz	四 六 七 · 一 一 八 七 五 MHz	四 六 七 · 一 一 二 五 MHz	四 六 七 · 一 〇 六 二 五 MHz	四 六 七 · 一 MHz	四 六 七 · 〇 九 三 七 五 MHz	四 六 七 · 〇 八 七 五 MHz	四 六 七 · 〇 八 一 二 五 MHz	四 六 七 · 〇 七 五 MHz	四 六 七 · 〇 六 八 七 五 MHz	四 六 七 · 〇 六 二 五 MHz	四 六 七 · 〇 五 六 二 五 MHz	四 六 七 · 〇 五 MHz	四 六 七 · 〇 四 三 七 五 MHz	四 六 七 · 〇 三 七 五 MHz	四 六 七 · 〇 三 一 二 五 MHz
--	--	---	--	------------------------------	--	---	--	--	--	---	--	-----------------------------------	--	---	--

四 六 七 · 二 二 五 MHz	四 六 七 · 二 一 八 七 五 MHz	四 六 七 · 二 一 二 五 MHz	四 六 七 · 二 〇 六 二 五 MHz	四 六 七 · 二 MHz	四 六 七 · 一 九 三 七 五 MHz	四 六 七 · 一 八 七 五 MHz	四 六 七 · 一 八 一 二 五 MHz	四 六 七 · 一 七 五 MHz	四 六 七 · 一 六 八 七 五 MHz	四 六 七 · 一 六 二 五 MHz	四 六 七 · 一 五 六 二 五 MHz	四 六 七 · 一 五 MHz	四 六 七 · 一 四 三 七 五 MHz	四 六 七 · 一 三 七 五 MHz	四 六 七 · 一 三 一 二 五 MHz
--	--	---	--	------------------------------	--	---	--	--	--	---	--	-----------------------------------	--	---	--

四 六 七 · 三 二 五 MHz	四 六 七 · 三 一 八 七 五 MHz	四 六 七 · 三 一 二 五 MHz	四 六 七 · 三 〇 六 二 五 MHz	四 六 七 · 三 MHz	四 六 七 · 二 九 三 七 五 MHz	四 六 七 · 二 八 七 五 MHz	四 六 七 · 二 八 一 二 五 MHz	四 六 七 · 二 七 五 MHz	四 六 七 · 二 六 八 七 五 MHz	四 六 七 · 二 六 二 五 MHz	四 六 七 · 二 五 六 二 五 MHz	四 六 七 · 二 五 MHz	四 六 七 · 二 四 三 七 五 MHz	四 六 七 · 二 三 七 五 MHz	四 六 七 · 二 三 一 二 五 MHz
--	--	---	--	------------------------------	--	---	--	--	--	---	--	-----------------------------------	--	---	--

一五 四・ 五八 一二 二五 MHz	一五 四・ 五七 五 MHz	一五 四・ 五六 八七 五 MHz	一五 四・ 五六 二五 MHz	四六 七・ 四 MHz	四六 七・ 三九 三七 五 MHz	四六 七・ 三八 七五 MHz	四六 七・ 三八 一二 五 MHz	四六 七・ 三七 五 MHz	四六 七・ 三六 八七 五 MHz	四六 七・ 三六 二五 MHz	四六 七・ 三五 六二 五 MHz	四六 七・ 三五 MHz	四六 七・ 三四 三七 五 MHz	四六 七・ 三三 七五 MHz	四六 七・ 三三 一二 二五 MHz
		五 ワ ツ ト 以 下													
R 二 C	G 一 F	G 一 D	G 一 C												

三五 一・ 一九 三七 五 MHz	三五 一・ 一八 七五 MHz	三五 一・ 一八 一二 五 MHz	三五 一・ 一七 五 MHz	三五 一・ 一六 八七 五 MHz	一五 四・ 六一 二五 MHz	一五 四・ 六〇 六二 五 MHz	一五 四・ 六 MHz	一五 四・ 五九 三七 五 MHz	一五 四・ 五八 七五 MHz						
					一 ワ ツ ト 以 下										
F 一 E	F 一 D	F 一 C	R 三 F	R 三 E	R 二 D	R 二 C	G 一 F	G 一 E	G 一 D	G 一 C	F 一 F	F 一 D	F 一 C	R 三 F	R 二 D



F
—
F

○総務省告示第四百二十五号

電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第九十九号）の施行に伴い、平成九年郵政省告示第三百八十四号（時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の時分割多重方式における多重する数及び時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数、音声等をパルスに変換した信号に当該信号の誤りを訂正するための信号を加えたものの送信速度並びに電力増幅器を接続することによって空中線電力を切換えることができるものが接続時に電力増幅器を識別する条件を定める件）は廃止する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

○総務省告示第四百二十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を次のように定める。

なお、平成十二年郵政省告示第七百四十四号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）は、廃止する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

無線局	周波数
1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	718MHzを超え748MHz以下 900MHzを超え915MHz以下 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下（注1） 1,744.9MHzを超え1,759.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下

<p>2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの</p>	<p>2, 595MHz を超え2, 655MHz 以下</p> <p>773MHz を超え803MHz 以下</p> <p>945MHz を超え960MHz 以下</p> <p>1, 475. 9MHz を超え1, 510. 9MHz 以下 (注2)</p> <p>1, 839. 9MHz を超え1, 854. 9MHz 以下</p> <p>1, 859. 9MHz を超え1, 879. 9MHz 以下 (注3)</p> <p>2, 010MHz を超え2, 025MHz 以下</p> <p>2, 545MHz を超え2, 575MHz 以下</p> <p>2, 595MHz を超え2, 655MHz 以下</p>
<p>3 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局</p>	<p>137MHz を超え138MHz 以下</p> <p>400. 15MHz を超え401MHz 以下</p> <p>1, 525MHz を超え1, 545MHz 以下</p> <p>2, 170MHz を超え2, 200MHz 以下</p> <p>2, 483. 5MHz を超え2, 535MHz 以下</p> <p>3. 4GHz を超え4. 2GHz 以下</p> <p>4. 5GHz を超え4. 8GHz 以下</p>

-
7. 25G H z を超え7. 75G H z 以下
 10. 7G H z を超え12. 75G H z 以下
 15. 43G H z を超え15. 63G H z 以下
 17. 7G H z を超え21. 2G H z 以下
 22. 55G H z を超え23. 55G H z 以下
 24. 45G H z を超え24. 75G H z 以下
 25. 25G H z を超え27. 5G H z 以下
 - 32G H z を超え33G H z 以下
 37. 5G H z を超え42. 5G H z 以下
 43. 5G H z を超え47G H z 以下
 54. 25G H z を超え58. 2G H z 以下
 - 59G H z を超え76G H z 以下
 - 116G H z を超え134G H z 以下
 158. 5G H z を超え164G H z 以下
 - 167G H z を超え182G H z 以下
 - 185G H z を超え190G H z 以下
-

	<p>191.8 GHz を超え 200 GHz 以下</p> <p>232 GHz を超え 240 GHz 以下</p>
<p>4 基幹放送局</p>	<p>526.5 kHz を超え 1,606.5 kHz 以下</p> <p>3,925 kHz</p> <p>3,945 kHz</p> <p>5,950 kHz を超え 6,200 kHz 以下</p> <p>7,100 kHz を超え 7,300 kHz 以下</p> <p>9,500 kHz を超え 9,900 kHz 以下</p> <p>11,650 kHz を超え 12,050 kHz 以下</p> <p>13,600 kHz を超え 13,800 kHz 以下</p> <p>15,100 kHz を超え 15,600 kHz 以下</p> <p>17,550 kHz を超え 17,900 kHz 以下</p> <p>21,450 kHz を超え 21,850 kHz 以下</p> <p>25,670 kHz を超え 26,100 kHz 以下</p> <p>76 MHz を超え 108 MHz 以下</p> <p>170 MHz を超え 222 MHz 以下</p>

470MHz を超え770MHz 以下

11.7GHz を超え12.75GHz 以下

注 1 平成26年 3 月31日までの間は、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域に係るものにあつては、1,427.9MHz を超え1,455.35MHz 以下とする。

2 平成26年 3 月31日までの間は、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域に係るものにあつては、1,475.9MHz を超え1,503.35MHz 以下とする。

3 平成17年総務省告示第883号 (1.7GHz 帯又は2GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件) 第2項第2号(㉑)に掲げる区域に係るものを除く。

○総務省告示第四百二十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第五号及び第六号の規定に基づき、デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途並びにPHSの陸上移動局が使用できない電波の周波数を次のように定める。

なお、平成十四年総務省告示第二百二十九号（デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途等並びにPHSの陸上移動局が使用する電波のうち使用できない電波として除外された周波数を定める件）は、廃止する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

一 デジタルコードレス電話の無線局が使用する電波の型式及び用途

1 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHz	D一D又はG一D	制御チャネル
一、八九三・六五MHz以上一、	D一C、D一D、D一E、D一F、D一W、	通話チャネル

<p>九〇五・九五MHz以下の三〇〇kHz間隔の周波数（一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHzを除く四〇波）</p>	<p>D一X、D七C、D七D、D七E、D七F、D七W、D七X、G一C、G一D、G一E、G一F、G一W、G一X、G七C、G七D、G七E、G七F、G七W又はG七X</p>	
---	---	--

2 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
<p>一、八九五・六一六MHz、一、八九七・三四四MHz、一、八九九・〇七二MHz、一、九〇〇・八MHz及び一、九〇二・五二八MHz</p>	<p>D一C、D一D、D一E、D一F、D一X、D七C、D七D、D七E、D七F、D七W、D七X、F一C、F一D、F一E、F一F、F一X、F七C、F七D、F七E、F七F、F七W、F七X、G一C、G一D、G一E、G一F、G一X、G七C、G七D、G七E、G七F、G七W又はG七X</p>	<p>制御チャネル又は通話チャネル</p>

3 設備規則第四十九条の八の二の三においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九五・七五MHz、一、八九八・一五MHz、一、九〇〇・五五MHz及び一、九〇二・九五MHz	D一C、D一D、D一E、D一F、D一X、D七C、D七D、D七E、D七F、D七W、D七X、G一C、G一D、G一E、G一F、G一X、G七C、G七D、G七E、G七F、G七W、G七X、X一C、X一D、X一E、X一F、X一X、X七C、X七D、X七E、X七F、X七W又はX七X	制御チャネル又は通話チャネル

二 一、八八四・六五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数であつて、一、八八四・六五MHz及び一、八八四・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えた周波数のうち、PHSの陸上移動局が使用できない

電波の周波数

一、九〇六・二五MHz、一、九〇六・八五MHz、一、九〇七・四五MHz及び一、九〇八・〇五MHz

三 PHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途

周波数	電波の型式	用途
一、八九八・四五MHz、一、九〇〇・二五MHz、一、九〇六・五五MHz	D一D又はG一D	制御チャネル

<p>MHz、一、九〇七・一五MHz及び一、九〇七・七五MHz</p>	<p>一、八八四・六五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の三〇〇kHz間隔の周波数（一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHz並びに一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下の周波数を除く九五波）</p>
	<p>D一C、D一D、D一E、D一F、D一X、D一W、D七C、D七D、D七E、D七F、D七X、D七W、G一C、G一D、G一E、G一F、G一X、G一W、G七C、G七D、G七E、G七F、G七X又はG七W</p>
	<p>通話チャネル</p>

○総務省告示第四百二十八号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第二項中「電波法第百三条の五第一項」を「法第百三条の五第一項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「電波法施行規則第十五条の三第二号(3)」を「施行規則第十五条の三第二号(2)」に、「無線設備規則第四十九条の六の四」を「設備規則第四十九条の六の四」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「電波法施行規則第十五条の三第二号(4)」を「施行規則第十五条の三第二号(3)」に、「無線設備規則第四十九条の六の五」を「設備規則第四十九条の六の五」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「電波法施行規則第十五条の三第二号(8)」を「施行規則第十五条の三第二号(7)」に、「無線設備規則第四十九条の六の九」を「設備規則第四十九条の六の九」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「電波法施行規則第十五条の三第二号(16)」を「施行規則第十五条の三第二号(15)」に、「規格のうち送信バースト長が五ミリ秒のもの」を「規格」に、「無線設備規則第四十九条の二十八」を「設備規則第四十九条の二十八」に改め、「のうち送信バースト長が五ミリ秒のもの

「」を削り、同号を同項第四号とする。

○総務省告示第四百二十九号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

別表第二十二号中

設備規則第49条の6の3第1項及び第3項に規定する基地局の無線設備	CD
設備規則第49条の6の3第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備	CD
設備規則第49条の6の4第1項及び第3項に規定する基地局の無線設備	CD

1FC
1FB
2FC

を

設備規則第49条の6の4第1項及び第3項に規定する基地局の無線設備

CD2FC

設備規則第49条の6に規定する陸上移動局の無線設備	L P R
設備規則第49条の6の2に規定する陸上移動局の無線設備	T D M A
設備規則第49条の6の3に規定する陸上移動局の無線設備	C D M A 1

設備規則第49条の6に規定する陸上移動局の無線設備	L P R	設備 設備
---------------------------	-------	----------

規則第49条の29に規定する陸上移動局の無線設備	B W A 2	設備規則
規則第49条の30に規定する陸上移動局の無線設備	B W A 3	

第49条の29に規定する陸上移動局の無線設備	B W A 2	設備規則
------------------------	---------	------

○総務省告示第四百三十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四第一項第二号ハからホまで、第四十九条の六の五第一項第二号ロからニまで及び別表第三号17(2)の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百九十九号（符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第一項を削る。

第二項中「であつて、七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの」を削り、同項第一号(1)中「七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、」を削り、同(1)アの表三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の項中「離調周波数」の下に「（搬送波の周波数から不要発射の強度の測定

帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数をいう。以下同じ。）」を加え、同表一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）を除く。）の項中「一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九一五・七MHz以下）」に、「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同表一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）の項中「一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、一、八八四・五MHz以下）」の項中「一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、一、八八四・五MHz以下）」を「一、九一五・七MHz以下」に改め、同(1)イの表一二・五MHz以上（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）の項、一二・五MHz以上（八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）の項、一二・五MHz以上（九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）の項及び一二・五MHz以上（一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下）の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）の項中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同表一二・五MHz以上（一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四九・

九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）の項の次に次のように加える。

<p>一二・五MHz 以上（一、 七四四・九 MHzを超え一 、七四九・ 九MHz以下の 周波数の電 波を使用す る陸上移動 局に限る。 ）</p>	<p>九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>七七三MHz以上八〇三MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯</p>
--	--

域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

九四五MHz以上九六〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（二）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（二）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（二）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(二)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

第二項第一号(1)イの表一二・五MHz以上(一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)の項中「限る。」の下に「(注)」を加え、「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、「(一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下)」を削り、同表の注中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、ただし書を削り、同号(3)中「又は每秒三・六八六メガチツプ」を削り、同(3)アの表二、二五〇kHzを超えるもの項中「一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下(一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下)」を「一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下」に改め、同表の注中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、ただし書を削り、同(3)イ(ア)Aの表中「一、九一九・六MHz以下(一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつ

ては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下」を「一、九一五・七MHz以下」に改め、同表の注3中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、ただし書を削り、同(ア)Bの表中「一、九一九・六MHz以下(一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下)」を「一、九一五・七MHz以下」に改め、同表の注2中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、ただし書を削り、同(ア)Cの表中「一、九一九・六MHz以下(一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下)」を「一、九一五・七MHz以下」に改め、同表の注2中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同表の注2中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、ただし書を削り、同イ(イ)を次のように改める。

(イ) (ア)以外の場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、二五〇kHzを超え一、九八〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一、二三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、九八〇kHzを超え二、二五〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任意の一、二三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

<p>二、二五〇kHzを超え四MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> <p>— $[13+1 \times (\Delta f - 2.25)]$ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数 (単位は、MHz) とする。</p>
<p>四MHzを超えるもの</p>	<p>九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを0デシベルとする。) 以下の値</p> <p>一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを0デシベルとする。) 以下の値</p> <p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (九二五MHz以上九六〇MHz以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを0デシベルとする。) 以下の値</p> <p>九二五MHz以上九三五MHz以下の周波数帯においては、九二五MHz以上九三</p>

<p>五MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数五十一波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該五十一波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>九三五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数帯においては、九三五・二MHz以上九六〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数百二十五波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七九デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該百二十五波のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下及び一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の周波数帯においては、一、八〇</p>
---	---	---

	<p>五MHz以上一、八八〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数三百七十六波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
--	---

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数とする。

第二項第一号(3)を同号(4)とし、同号(2)中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同(2)アの表二、二五〇kHzを超えるものの項中「一、九一・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同(2)イを次のように改める。

イ 陸上移動局の送信装置(一、七四四・九MHz以上一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、二五〇kHzを超え一、九八〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一・二三MHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、九八〇kHzを超え四MHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任意の一・二三MHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
四MHzを超えるもの	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値 一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

<p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、一〇MHz以上二、二七〇MHz以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワット</p>
--	---	--	---	---

第二項第一号(2)に次のように加える。

ウ 陸上移動局の送信装置（一、七四四・九MHz以上一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

を〇デシベルとする。）以下の値

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、二五〇kHzを超え一、九八〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一・二三MHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、九八〇kHzを超え四MHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任意の一・二三MHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
四MHzを超えるもの	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
	一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルと

<p>する。)以下の値</p> <p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)の周波数帯において、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>七七三MHz以上八〇三MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四</p>
--	--	--	--	--

<p>・五MHz以上二、九一五・七MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
---	--	--	---	---

第二項第一号中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものもの送信装置

ア 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
七五〇kHz以上一、九八〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値
一、九八〇kHz以上四MHz以下	<p>1 空中線電力が三三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>2 空中線電力が三三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超える送信装置</p>
四MHzを超えるも	<p>1 九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域デシベル以上低い値</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>

の

幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値

2 一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

4 一、〇〇〇MHz以上五GHz未満の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数とする。

イ 陸上移動局の送信装置

(ア) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合

A 隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
八八五kHzを超え 一、八八五kHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一、八八五kHzを超えるもの	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値

注1 離調周波数は、それぞれの搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における周波数までの差の周波数のうち最小のものとする。

2 隣接しない二の搬送波の間の周波数帯（当該周波数帯において当該二の搬送波以外の搬送波が送信されておらず、かつ、その周波数帯幅が四・九二MHz未満のものに限る。）については適用しない。

B 隣接する二の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、八七五kHzを超え二、八七五kHz以下	任意の二五kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値

<p>二、八七五 kHz を超え九・三七五 MHz 以下</p>	<p>九・三七五 MHz を超えるもの</p>
<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値</p>	<p>1 九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯においては、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値</p> <p>3 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇 MHz 以上五 GHz 未満の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値</p>

注 離調周波数は、隣接する二の搬送波の周波数の中間の周波数から不要発射の強度の測定帯域における周波数までの差の周波数のうち最小のものとす。

C 隣接する三の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
二、五〇〇kHzを 超え二、七〇〇 kHz 以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
二、七〇〇kHzを 超え三・五MHz以 下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $- [14 + 15 \times (\Delta f - 2.7)] \text{ デシベル}$ $\Delta f \text{ は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数 (単位は、MHz) とする。}$
三・五MHzを超え 七・五MHz以下	任意の一〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $- [13 + 1 \times (\Delta f - 3.5)] \text{ デシベル}$ $\Delta f \text{ は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数 (単位は、MHz) とする。}$

七・五 MHz を超え 八・五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 — $[17 + 10 \times (\Delta f - 7.5)]$ デシベル Δf は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不興放射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数（単位は、MHz）とする。
八・五 MHz を超え 一二・五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）二七デシベル以下の値
一二・五 MHz を超えるもの	<p>1 九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯においては、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値</p> <p>3 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇 MHz 以上五 GHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇の値</p>

、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

注 離調周波数は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数とする。

(イ) (ア)以外の場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
八八五kHz以上一、九八〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一、二三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、九八〇kHz以上四MHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五四デシベル以上低い値又は任意の一、二三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
四MHzを超えるもの	1九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇

	デシベルとする。)以下の値
	2 一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
	3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
	4 一、〇〇〇MHz以上五GHz未満の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数とする。

第二項第二号中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同項第三号(2)中「送信装置」の下に「(八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)」を加え、「搬送波の数が一のものにあつては」及び「搬送波の数が三のものにあつては希望波から(ハ)三・七五MHz」を削り、同項第四号(2)中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、「又は毎秒三

七 MHz」に改め、同号(3)アの表中「一、九一九・六 MHz」を「一、九一五・七 MHz」に改め、同項を第二項とする。

「一、九一九・六 MHz」を「一、九一五・七 MHz」に改め、同(3)イの表中

○総務省告示第四百三十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の六第一号(1)の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千三百十二号（電波法施行規則第五十一条の九の六第一号(1)及び(3)並びに第二号の総務大臣が別に告示する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第一項中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改める。

○総務省告示第四百三十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

表以外の部分中「周波数帯の電波を使用する」を削り、同表中

周波数帯

を

特定小電力無線局の無線設備

に改め、同表二の項中

「用途、」を削り、同表十二の項中「第1項第4号(一)」を「第1項第5号(一)」に、「第1項第4号(二)」を「第1項第5号(二)」に改め、同表十四の項中「第10項第2号」を「第10項第2号(二)」に改め、同表に次のように加える。

十九 78GHzを超え81GHz以下の周波数の
電波を使用する無線設備

3GHz

○総務省告示第四百三十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十八条の二の三の二第六号及び別表第三号43の規定に基づき、平成十九年総務省告示第三百九号（一、五〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第一項第一号中「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同号の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、「一、九一五・七MHz」に改め、同項第二号の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改める。

第二項の表毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置の項を削る。

○総務省告示第四百三十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第四百五十七号（二・五GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第一項中「、第四十九条の二十九又は第四十九条の三十」を「又は第四十九条の二十九」に改める。
第五項第三号(一)中「、第四十九条の六の三」を削る。

○総務省告示第四百三十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八第一項第二号口及び第七項、第四十九条の二十九第一項第二号口及びハ並びに第七項並びに別表第三号44及び45の規定に基づき、広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成十九年総務省告示第六百五十一号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）は、廃止する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。

基地局	陸上移動局（中継を行うものを除く。）
三・六五ミリ秒	一・三五ミリ秒
三・五五ミリ秒	一・四五ミリ秒
三・四五ミリ秒	一・五五ミリ秒
三・三五ミリ秒	一・六五ミリ秒
三・二五ミリ秒	一・七五ミリ秒

三・一五ミリ秒	一・八五ミリ秒
三・〇五ミリ秒	一・九五ミリ秒
二・九五ミリ秒	二・〇五ミリ秒
二・八五ミリ秒	二・一五ミリ秒
二・七五ミリ秒	二・二五ミリ秒
二・五ミリ秒	二・五ミリ秒
一・九五ミリ秒	三・〇五ミリ秒

注1 基地局の無線設備の送信バースト長の許容値は(一)九〇マイクロ秒以上一〇マイクロ秒以下の値、陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備の送信バースト長の許容値は(二)一三〇マイクロ秒以上一〇マイクロ秒以下の値であること。

2 二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。

3 陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の送信装置は、陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継

されるものを含む。)を中継する場合にあつては陸上移動局(中継を行うものを除く。)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては基地局の規定を、それぞれ適用する。

2 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1) チャネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から(十)五MHz離れた周波数を中心とする(十)二・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。平均電力の値について、以下同じ。)以下

(2) チャネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から(十)一〇MHz離れた周波数を中心とする(十)四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(3) チャネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から(十)二〇MHz離れた周波数を中心とする(十)九・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、六デシベル以下

(二) 陸上移動局の送信装置（中継を行うものを除く。）

(1) チャンネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から（ \pm ）五MHz離れた周波数を中心とする（ \pm ）二・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、（一）一デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、五デシベル）以下

(2) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から（ \pm ）一〇MHz離れた周波数を中心とする（ \pm ）四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、（一）三デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、三デシベル）以下

(3) チャンネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から（ \pm ）二〇MHz離れた周波数を中心とする（ \pm ）九・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、（一）三デシベル以下

(三) 陸上移動局の送信装置（中継を行うものに限る。）

(1) チャンネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から（ \pm ）五MHz離れた周波数を中心とする（ \pm ）二・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、（一）一デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電

波を送信するものにあつては、二デシベル）以下

(2) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から（H）一〇MHz離れた周波数を中心とする（H）四・七五MHzの帯域内に
輻射される平均電力が、（ニ）三デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数
の電波を送信するものにあつては、〇デシベル）以下

(3) チャンネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から（H）二〇MHz離れた周波数を中心とする（H）九・七五MHzの帯域内に
輻射される平均電力が、（一）三デシベル以下

(四) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動
局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては（三）の規定を、基地局から陸上移
動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継される
ものを含む。）を中継する場合にあつては（一）の規定を、それぞれ適用する。

3 帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

チャンネル間隔

搬送波の周波数からの差の周波数

任意の一MHzの帯域幅における平均電力

五 MHz	の絶対値 (f)		次の式による値以下の値 —15—1.4× (f—7.5) デシベル
	七・五MHz 以上一・二・二五MHz 未満	一・二・二五MHz 以上二・二・五MHz 未満	
	一五MHz 以上二五MHz 未満	二〇MHz 以上五〇MHz 未満	
一〇MHz	三〇MHz 以上五〇MHz 未満		(一) 二ニデシベル以下の値
二〇MHz			(一) 二ニデシベル以下の値

注 f の単位はMHzとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

チャンネル間隔 五MHz (二、五四五MHzを 超え二、六二五MHz以下 の周波数の電波を送信 する場合に限る。)	搬送波の周波数からの差 の周波数の絶対値 (f)		任意の一MHzの帯域幅における平均電力 次の式による値以下の値 —20—2.28× (f—7.5) デシベル 次の式による値以下の値 —21—1.68× (f—8) デシベル (一) 三七デシベル以下の値
	七・五MHz 以上八MHz 未満	八MHz 以上一七・五MHz 未満	
	一七・五MHz 以上二二・五MHz 未満	MHz 未満	

<p>五MHz（二、六二五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）</p>	<p>七・五MHz以上八MHz未満</p>	<p>次の式による値以下の値 $-23-2.28 \times (f-7.5)$ デシベル</p>
<p>一〇MHz（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）</p>	<p>一五MHz以上二〇MHz未満</p>	<p>次の式による値以下の値 $-21-32/19 \times (f-10.5)$ デシベル</p>
<p>一〇MHz（二、六二五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）</p>	<p>二〇MHz以上二五MHz未満</p>	<p>次の式による値以下の値 $-24-32/19 \times (f-10.5)$ デシベル</p>
<p>二〇MHz</p>	<p>三〇MHz以上三五MHz未満</p>	<p>（一）二〇デシベル以下の値</p>

注 f の単位は MHz とする。

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上二、五〇五	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベ

MHz未満	ル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四二デシベル以下の値
二、五三五MHz以上(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

注 チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二五MHz以上、チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

(二)

陸上移動局の送信装置	不要発射の強度の許容値
周波数(f)	
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては、(一)一三デシベル)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電

	<p>波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては、(一)一三デシベル)以下の値</p>
<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては、(一)一三デシベル)以下の値</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては、(一)一三デシベル)以下の値</p>
<p>二、五〇五MHz以上二、五三〇MHz未満</p>	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四〇</p>

デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては、（一）三七デシベル）以下の値

（二） 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置

任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）七〇デシベル以下の値

（三） 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置

任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）六八デシベル以下の値

二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合

任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）六一デシベル以下の値

二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満

一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合

(一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置

任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次の式による値以下の値

$1.7 \times f - 4341$ デシベル (2, 545MHzを超え2, 625

MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャネル間隔が5MHz又は10MHzのものにあつては、 $1.7 \times f - 4338$ デシベル)

fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位は、MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。

(二) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置

任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値

	<p>(三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 六八デシベル以下の値</p> <p>二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 六一デシベル以下の値</p>
<p>二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満(注)</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 二一デシベル(二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては、(一) 一八デシベル)以下の値</p> <p>一 二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzのもの</p>
<p>二、六三〇MHz以上二、六三〇・五MHz未満(注)</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次の式による</p>

	<p>値以下の値</p> <p>—13—8 / 3.5 × (f - 2627) デシベル</p> <p>f は、送信装置に使用する電波の周波数 (単位は、MHz) のうち上欄に掲げる範囲のものとする。</p> <p>二 その他のもの</p> <p>任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二二デシベル以下の値</p>
<p>二、六三〇・五MHz以上二、六五五MHz未満 (注)</p>	<p>任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二二デシベル以下の値</p>
<p>二、六五五MHz以上</p>	<p>任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一六デシベル (二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては、(一) 一三デシベル) 以下の値</p>

注 チヤネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二・五MHz以上、チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二五MHz以上、チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

5 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下（注1）	二〇ワット以下（チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下）
一七デシベルを超え二〇デシベル以下（注1、注2）	一〇ワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下（注1、注2）	五ワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下（注1、注2）	三・二ワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

2 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、一の無線局のみと通信を行うものとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二デシベル以下	四〇〇ミリワット以下（中継を行うものであって、陸上移動局と通信を行う場合にあっては、二〇〇ミリワット以下）
二デシベルを超え五デシベル以下（注1）	四〇〇ミリワット以下（注1）
五デシベルを超え一〇デシベル以下（注2、注3）	二〇〇ミリワット以下

一〇デシベルを超え二〇デシベル以下（注3）	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下（注3）	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下（注3）	六三ミリワット以下

注1 等価等方輻射電力は二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

2 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

3 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

(2) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二三デシベル以下	二〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下	一二六ミリワット以下

注 陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

6 送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1) チャンネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(十)五MHz及び(十)一〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(2) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(十)一〇MHz及び(十)二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容

値以下であること。

(3) チャンネル間隔が二〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(14)二〇MHz及び(14)四〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(二) 陸上移動中継局の送信装置

基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合は、(一)の規定を適用する。

7 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の無線設備の電源は、交流電源であること。

8 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の電波を受信することによって、自動的に選択されること。

9 陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備が同時に送信可能な最大キャリア数は、三であること。

10 陸上移動局（再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

(一) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。

(二) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

(三) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

二 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。

<p>基地局</p> <p>次の式による値以下の値</p> $M \times 625 \text{ マイクロ秒}$ <p>次の式による値以下の値</p>	<p>陸上移動局（中継を行うものを除く。）</p> <p>次の式による値以下の値</p> $N \times 625 \text{ マイクロ秒}$ <p>次の式による値以下の値</p>
---	--

注1 M及びNは自然数とし、MとNの合計が4、8又は16であること。

2 P及びQは小数を含む正の数とし、PとQの合計が5又は10であること。

3 二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。

4 陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置は、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては陸上移動局（中継を行うものを除く。）の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては基地局の規定を、それぞれ適用する。

2 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1) チャネル間隔が二・五MHzのもの

搬送波の周波数から(14)二・五MHz離れた周波数を中心とする(14)一・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(2) チャンネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から(14)五MHz離れた周波数を中心とする(14)二・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(3) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から(14)一〇MHz離れた周波数を中心とする(14)五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(4) チャンネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から(14)二〇MHz離れた周波数を中心とする(14)一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、六デシベル以下

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) チャンネル間隔が二・五MHzのもの

搬送波の周波数から(14)二・五MHz離れた周波数を中心とする(14)一・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(2) チャンネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から(14) 5MHz離れた周波数を中心とする(14) 2.5MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(3) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から(14) 一〇MHz離れた周波数を中心とする(14) 5MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(4) チャンネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から(14) 二〇MHz離れた周波数を中心とする(14) 一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

3 帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

チャンネル間	搬送波の周波数からの差の周波数の	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
--------	------------------	---------------------

(二)

陸上移動局の送信装置	二〇MHz	一〇MHz	五MHz	二・五MHz	隔
絶対値	三〇MHz以上五〇MHz未満	一五MHz以上二五MHz未満	七・五MHz以上一二・五MHz未満	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	三・七五MHz以上六・二五MHz未満
任意の一MHzの帯域幅における平均電力	(二) 二二デシベル以下	(二) 二二デシベル以下	(二) 一五・七デシベル以下	(二) 五・二五デシベル以下	

(三)

陸上移動中継局の送信装置	二〇MHz	一〇MHz	五MHz	二・五MHz	隔
絶対値	三五MHz以上五〇MHz未満	三〇MHz以上三五MHz未満	二〇MHz以上二五MHz未満	一五MHz以上二〇MHz未満	七・五MHz以上一二・五MHz未満
任意の一MHzの帯域幅における平均電力	(二) 三〇デシベル以下	(二) 二五デシベル以下	(二) 三〇デシベル以下	(二) 二五デシベル以下	(二) 一〇デシベル以下

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動

局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四二デシベル以下の値

二、五三五 MHz 以上二、六五五 MHz 未満 (注)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
二、六五五 MHz 以上	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値

注 チャンネル間隔が二・五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が六・二五 MHz 以上、チャンネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が一二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二五 MHz 以上、チャンネル間隔が二〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が五〇 MHz 以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

(二) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値

<p>一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値</p>
<p>二、五〇五MHz以上二、五三〇MHz未満</p>	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>（一） 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値</p> <p>（二） 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）七〇デシベル以下の値</p> <p>（三） 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）六八デシベル以下の値</p>

	<p>二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満</p>
<p>二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値</p>	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下の値</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置</p>

	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値</p> <p>二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値</p>
<p>二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満(注)</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>
<p>二、六五五MHz以上</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p>

注 チャンネル間隔が二・五MHzの無線設備にあつては離調周波数が六・二五MHz以上、チャンネル間

隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線

設備にあつては離調周波数が二五MHz以上、チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備にあつては離調

周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動

(三)

局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

5 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下(注1)	二〇ワット以下(チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下)
一七デシベルを超え二〇デシベル以下(注1、注2)	二〇ワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注1、注2)	三・二ワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地

局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限る。

2 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、一の無線局のみと通信を行うものとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
四デシベル以下	二〇〇ミリワット以下 (注3、注4)
四デシベルを超え一〇デシベル以下 (注1、注2)	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下 (注2)	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下 (注2)	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下 (注2)	六三ミリワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置

は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

2 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

3 再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、送信する電波の一キヤリア当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であること。

4 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(2) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一二三デシベル以下	一一〇〇ミリワット以下
一二三デシベルを超え一二五デシベル以下	一一六ミリワット以下

注 陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

6 送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1) チャンネル間隔が二・五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(十)二・五MHz及び(十)五MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(2) チャンネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(十)五MHz及び(十)一〇MHz離れた妨

害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(3) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(1)一〇MHz及び(1)二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(4) チャンネル間隔が二〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(1)二〇MHz及び(1)四〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(二) 陸上移動中継局の送信装置

基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合は、(一)の規定を適用する。

7 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の無線設備の電源供給は、交流電源によること。

8 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の電波を受信することによって、自動的に選択されること。

9 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備が同時に送信可能な最大キャリア数は、三であること。

10 陸上移動局（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

(一) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。

(二) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

(三) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

別表 送信装置の使用場所

一 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域（同法第三十二条の規定により読み替えて適用された過疎地域の市町村以外の市町村の区域を含む。）及び同法第三十三条の規定により過疎地域とみなして同法の規定が適用される市町村の区域をいう。）

二 離島（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。）

三 山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村の区域をいう。）

○総務省告示第四百三十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十四条第二号の規定に基づき、平成二十年総務省告示第四百六十七号（簡易無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、発射可能な周波数及び空中線電力、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第二項第一号(2)中「四六七MHz以上」を「一五四・四四三七五MHz以上一五四・六一二五MHz以下の周波数であつて、一五四・四四三七五MHz及び一五四・四四三七五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの並びに四六七MHz以上」に改める。

○総務省告示第四百三十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号17(3)の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第一項第二号(1)の表及び(2)の表並びに第二項第二号(1)の表及び(2)の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改める。

第三項第一号(1)の表一〇・〇MHz以上の項及び同表の注1中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に改め、同項第二号(1)の表及び同表の注1中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同号(2)を次のように改める。

(2) 七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（携帯無

線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
<p>九kHz以上一五〇kHz未満</p>	<p>任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値</p>
<p>一五〇kHz以上三〇MHz未満</p>	<p>任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値</p>
<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三七八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の六MHzの帯域幅における平均電力が(一)二六・二デシベル以下の値</p>
<p>四七〇MHz以上七一〇MHz以下</p>	<p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の六MHzの帯域幅における平均電力が(一)二六・二デシベル以下の値</p>

	<p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が</p> <p>(一) 三六デシベル以下の値</p>
<p>七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	<p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇デシベル以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 三六デシベル以下の値</p>
<p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下</p>	<p>1 八一五MHzを超え八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 四〇デシベル以下の値</p>

<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（ 一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以</p>	<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p>	<p>2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇デシベル以下の値</p> <p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇デシベル以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六デシベル以下の値</p>	<p>2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇デシベル以下の値</p>
--	-------------------------	--	--	--

<p>上一、九一五・七 MHz 以下、二、〇二〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）</p>	<p>一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下</p>
<p>1 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が五 MHz のものに限る。）</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値</p> <p>2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものに限る。）</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三五デシベル以下の値</p> <p>3 1 及び 2 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電</p>	<p>1 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が五 MHz のものに限る。）</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値</p> <p>2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものに限る。）</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三五デシベル以下の値</p> <p>3 1 及び 2 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電</p>

<p>一、八三九・九MHz以上一、八四四・九MHz未満</p>	<p>力が(一)五〇デシベル以下の値</p> <p>1 一、七四四・九MHz以上一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>
<p>一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値</p>
<p>二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値</p>
<p>二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値</p>

注 五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。ただし、心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。ただし、四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

第四項第二号(1)の表及び(2)の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改める。

第五項第二号(1)の表及び同表の注1中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同号(2)の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同表の注中「限る」を「限り、表の下欄に掲げる値を適用する」に改める。

第六項第二号(1)の表及び(2)の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改める。

第七項第二号(1)の表及び(2)の表中「一、九一九・四五MHz」を「一、九一五・五五MHz」に改める。

○総務省告示第四百三十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十八号（三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第一項中「第四十九条の六の三、」を削る。

○総務省告示第四百四十号

平成二十一年総務省告示第二百四十八号（三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）第二項第二号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十九号（平成二十一年総務省告示第二百四十八号第二項第二号の規定に基づき、同号に規定する別に定める区域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第二項の表中「北海道総合通信局、」及び「中国総合通信局」を削る。

○総務省告示第四百四十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の八の三第一項第六号の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百八十九号（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局又はP H Sの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第一項第九号を次のように改める。

- 9 P H Sの無線局の無線設備は、一、九〇六・五五MHz、一、九〇七・一五MHz又は一、九〇七・七五MHzの周波数の電波を制御チャネルとして使用できるものであること。

○総務省告示第四百四十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項第二号及び第二項第五号並びに別表第三号17(1)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第一項第一号(1)中「一、九一九・六MHz以下の」を「一、九一五・七MHz以下の」に改め、同(1)イ中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に改め、同イの表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同(2)アの表三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下を除く。）の項及び八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下の項中「及び八八五MHzを超え九五八MHz以下」を削り、同表の注の表周波数の欄中「八八五MHz以下及び九五八MHzを超え」及び「及び八八五MHzを超え九五八MHz以下」を削り、同(2)ウ中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同ウの表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同項第二号(1)中「一、九一九・六MHz以下の」を「一、九一五・七MHz以下の」に改め、同(1)イ中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に改め、同イの表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、

同号(2)中「一、九一九・六MHz以下の」を「一、九一五・七MHz以下の」に改め、同(2)アの表三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下を除く。)の項及び八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下の項中「及び八八五MHzを超え九五八MHz以下」を削り、同表の注の表周波数の欄中「八八五MHz以下及び九五八MHzを超え」及び「及び八八五MHzを超え九五八MHz以下」を削り、同(2)ウ中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同ウの表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改める。

第二項第一号(1)イ中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に改め、同号(2)ア(ア)及び(イ)中「八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHz」を「及び八四五MHz」に、「八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz」を「八四五MHz」に改め、同(2)イ中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同項第二号(1)イ中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に改め、同号(2)ア(ア)及び(イ)中「八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHz」を「及び八四五MHz」に、「八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz」を「八四五MHz」に改め、同(2)イ中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改める。

第四項を削る。

○総務省告示第四百四十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第二項の表に次のように加える。

79.5GHz	78.0GHzから81.0GHzまで
---------	--------------------

○総務省告示第四百四十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十二の二第一項第二号、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号の規定に基づき、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用する無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成二十三年総務省告示第五百二十八号（七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用する無線設備の技術的条件を定める件）は、廃止する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

- 一 無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置は、次のとおりとする。
 - 1 送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器
 - 2 データ信号用付属装置その他これに準ずるもの
 - 3 信号処理装置
- 二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備の技術的条件は、任意の一〇〇ミリ秒間における送信時間の総和が、一〇・五ミリ秒以下であること。
- 三 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。
 - 1 キャリアセンスの技術的条件は、受信装置の空中線端子における電力が（一）五三デシベル（

一ミリワットを〇デシベルとする。）以上の値である場合には、電波の発射を行わないものであること。

2 任意の一〇〇ミリ秒間における送信時間の総和は、六六〇マイクロ秒以下であり、かつ、送信バースト長は三三〇マイクロ秒以下であること。

○総務省告示第四百四十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三百条の二第二項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第三百四十二号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

表一の項に掲げる区域の項及び八の項に掲げる区域の項中「1,455.35MHz」を「1,462.9MHz」とし、「1,503.35MHz」を「1,510.9MHz」に改める。

○総務省告示第四百四十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二第二号の規定に基づき、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備に係る識別符号を管理する者を次のとおり定める。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター